

評価部会から幹事会に検討を依頼された案件について

平成 26 年 7 月 30 日

1. 急性参照用量に関連する部分の記載方法について

評価書案において、急性参照用量に関連する部分については、これまで評価書本文中では、「[農薬名]の単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量のうち最小値は…」、表のタイトルは、「単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響等」と記載していたが、7月14日開催の評価第一部会及び7月16日開催の評価第二部会における審議の中で、急性参照用量設定に関連する毒性所見であることをより明確にすべきではないかとの意見が出され、評価書にどのように記載すべきかについて、幹事会に検討を依頼することとされた。

(記載案)

- ・ 急性参照用量設定に関連する（と考えられる）毒性影響（等）
- ・ 急性影響に関連する（と考えられる）毒性影響（等）
- ・ 単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響（等）